

「水痘」と

「高齢者用肺炎球菌ワクチン」が
定期予防接種になりました



水痘予防接種(無料)

水痘(みずぼうそう)は、幼児期にかかることが多い感染症です。発疹や発熱がおもな症状で、空気感染などによりうつります。

対象 秋田市に住民票があり、平成23年10月2日以降に生まれた1歳～2歳児(3歳の誕生日の前日まで)で、今まで水痘にかかったことがないお子さん

持ち物 母子健康手帳と、健康保険証など年齢が確認できるもの



接種回数 3月以上の間隔を置いて2回接種

初回接種 …1歳～1歳3か月の間(標準)

追加接種 …初回接種後、半年～1年の間(標準)

*他の予防接種までは27日以上空けてください。

●経過措置で次のお子さんは接種できます

対象 平成21年10月2日～23年10月1日までに生まれた3歳～4歳児(5歳の誕生日の前日まで)で、今まで水痘にかかったことがなく、水痘予防接種を受けたことがないお子さん

接種回数 1回

接種期間 今年10月1日(水)～来年3月31日(火)

*事情により5歳の誕生日の前日までに接種ができなかった場合も、来年3月31日(火)まで対象となります。

*任意で受けた水痘の予防接種は、すでに定期接種を受けたものとみなします(経過措置対象を含む)。

高齢者用肺炎球菌ワクチン
(ポリサッカライド)予防接種

予防接種をすることで、肺炎球菌による肺炎の予防や重篤化を防ぐ効果があります。免疫の持続は約5年間です。

対象 秋田市に住民票があり、今までこのワクチンを接種したことがなく、次の①または②に該当するかた

*受ける前に、かかりつけ医や家族などにご確認を。

① 接種日に65歳のかたが対象になりますが、平成26年度から平成30年度までは経過措置として、左記のかたが対象です。

●経過措置で次のかたは接種できます

各年度ごとに65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になるかた。平成26年度のみ101歳以上のかたも対象になります。平成26年度の接種期間は、今年10月1日(水)～来年3月31日(火)。

今年4月1日～来年3月31日に
下記に該当するかた
(S=昭和、T=大正)

平成26年度の対象
65歳…S24・4・2～25・4・1 生まれ
70歳…S19・4・2～20・4・1 生まれ
75歳…S14・4・2～15・4・1 生まれ
80歳…S9・4・2～10・4・1 生まれ
85歳…S4・4・2～5・4・1 生まれ
90歳…T13・4・2～14・4・1 生まれ
95歳…T8・4・2～9・4・1 生まれ
100歳…T3・4・2～4・4・1 生まれ
101歳以上…T3・4・1 以前の生まれ

*対象者に、はがきで通知しました。通知が届いたかたでも、今までこのワクチンを接種したことがあるかたは対象外です。

② 接種日に60歳～64歳で、心臓、腎臓、呼吸器の機能に障がいまたはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障がいがあり、身体障害者手帳1級をお持ちのかた。

*身体障害者手帳の写し(氏名、等級などがわかる部分)をお持ちください。

*②のかたは通年で接種が可能です。

接種料金

① 世帯全員の市民税が課税のかた…3千500円

② 世帯全員の市民税が非課税のかた(「所得・課税証明書」が必要)…2千500円

③ 生活保護受給者(「医療のしおり」が必要)…無料

所得・課税証明書発行窓口…予防接種用に必要と伝えると発行は無料です。健康保険証など、本人確認ができるものをお持ちください。

■ 市民税課、北部・西部・河辺・雄和・南部(御野場)の各市民サービスセンター、アルヴェ駅東サービスセンター、岩見三内・大正寺の各連絡所

接種回数 1回(生涯で1回のみ)

*他の予防接種までは6日以上空けてください。

持ち物 健康保険証など年齢のわかるものと、対象者に通知した秋田市からのはがき

注意事項

過去5年以内に高齢者用肺炎球菌ワクチン(ポリサッカライド)の接種をしたかたが



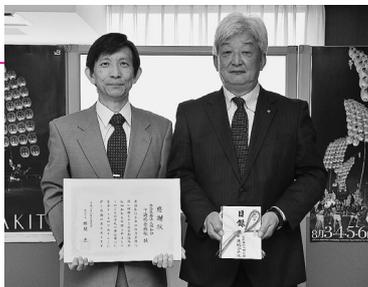
再接種をした場合、接種部位の痛みなどの副反応が起こりやすく、程度も強いとされています。今まで接種を受けたことがないことを、かかりつけ医などによく確認しましょう。

6・7ページの予防接種は、市と契約した県内の医療機関で受けられます。詳しくは健康管理課へお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。

☎(883)1179 ◆ <http://www.city.akita.akita.jp/city/hl/hm/>



み～んな 健康がいちばん!



鈴木院長(左)と
鎌田副市長

中通総合病院からAEDの寄贈

秋田市の救命率向上に寄与することなどを目的に、社会医療法人明和会中通総合病院から自動体外式除細動器(AED)2台をご寄贈いただき、秋田駅ぼぼろ一どと秋田市公営駐車場に設置しました。ありがとうございます。消防本部救急課☎(823)4019



障がい者を支える「自立支援医療制度」 認定により医療費負担が1割に

「自立支援医療制度」には障がいの種別ごとに、育成医療・更生医療・精神通院医療の3つの制度があり、対象となる疾患や年齢、指定医療機関などが異なります。

自立支援医療制度を利用するには、事前に市に申請して、医療の必要性について認定を受ける必要があります。認定を受けたかたには「自立支援医療受給者証」が交付され、指定医療機関で提示すると医療費の自己負担が1割になります。また、所得の低いかたや継続的に医療費負担が発生するかたは、負担額の月額に上限額が設定されます。

3つの医療制度の対象疾患

育成医療▶18歳未満の児童で、身体上の障がい有るか、現存する疾患を放置すると将来に障がいを残すと認められるかたが、生活能力を得るために必要な医療を受ける場合

更生医療▶身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上のかたが、障がいの程度を軽くしたり、機能の回復を図ることを目的とした医療(人工透析や人工関節置換術など)を受ける場合

精神通院医療▶精神疾患(てんかんを含む)を有するかたが、通院による精神医療(外来、外来での投薬、デイケア、訪問看護など)を継続して受ける必要がある場合

問い合わせ

育成・更生医療は障がい福祉課☎(866)2093
精神通院医療は健康管理課☎(883)1180



65歳以上のかたの インフルエンザ予防接種

毎年、流行する前の12月中旬までに接種するのが望ましいとされています。

対象▶秋田市に住み票があり、①または②に該当するかた

- ①接種日に65歳以上のかた
 - ②接種日に60歳～64歳で、心臓、腎臓、呼吸器の機能に障がいまたはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障がいがあり、身体障害者手帳1級をお持ちのかた
- *②のかたは、身体障害者手帳の写し(氏名、等級などがわかる部分)をお持ちください。

接種料金▶
①世帯全員の市民税が課税のかた…2千600円



「水痘」「高齢者用肺炎球菌ワクチン」「65歳以上のインフルエンザ」の予防接種に共通する項目です

◆予約が必要な場合もありますので、事前に医療機関へご確認ください

- ②世帯全員の市民税が非課税のかた(「所得・課税証明書」が必要)…2千円
 - *証明書の発行窓口は6ページに記載。
 - ③生活保護受給者(医療のしおり)が必要…無料
- 持ち物**▶健康保険証など年齢のわかるもの
接種期間▶今年10月1日(水)～来年2月28日(土)
- *他の予防接種までは6日以上空けてください。

◆各予防接種の対象要件に該当するかたで、東日本大震災による原発避難者特例法に基づく指定市町村から秋田市へ避難しているかたは、健康管理課へお問い合わせください

◆次のかたは、これらの予防接種を受けることができませぬ

- ▶接種当日、37.5度以上の熱がある
- ▶重い急性疾患にかかっている
- ▶予防接種のワクチンにより、ひどいアレルギー反応を起こしたことがある
- ▶予防接種により、2日以内に発熱または全身性発疹などのアレルギー症状が現れたことがある
- ▶過去に免疫不全と診断された
- ▶その他、医師が不適当と判断したとき